東京都の周産期の搬送体制について

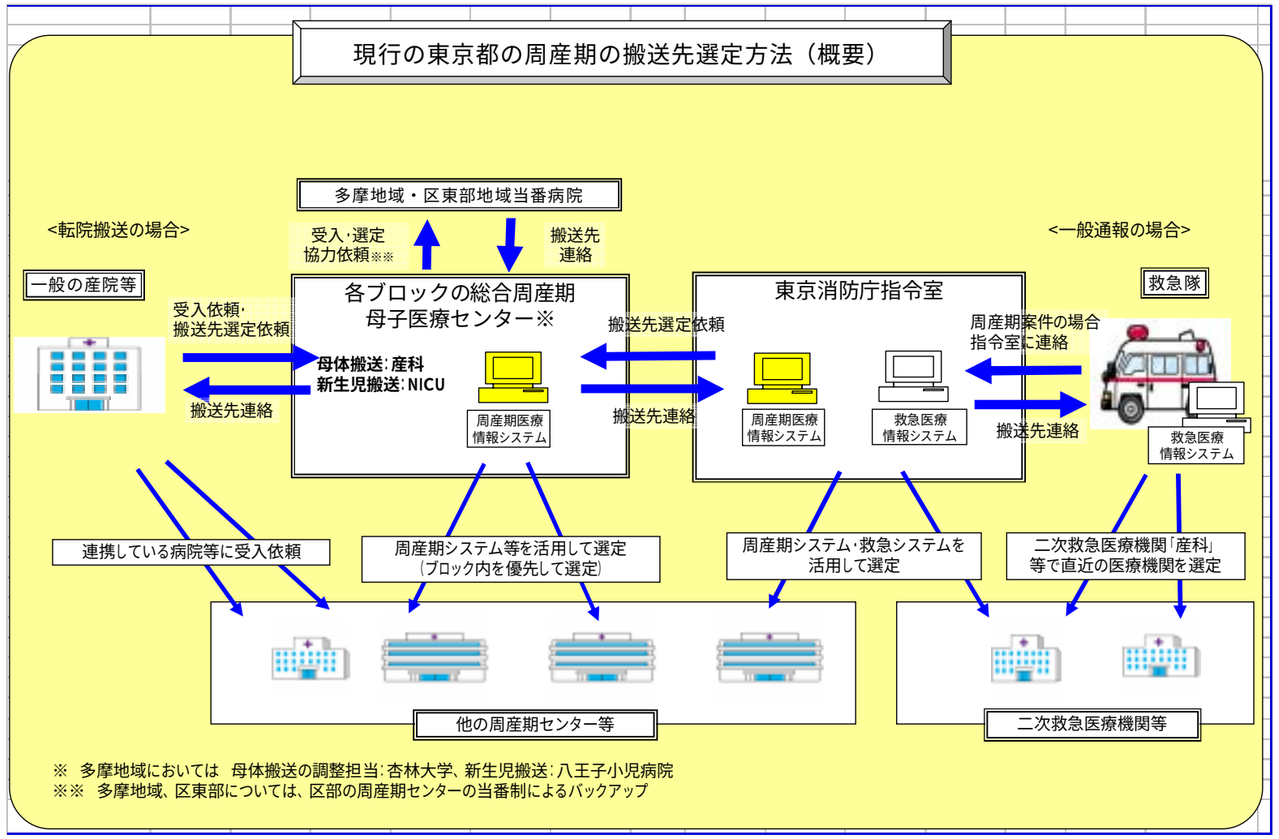

【現行の搬送ブロック】

ブロック	担当区域	搬送先調整担当
区南部	品川区、大田区	東邦大大森
		昭和大学
区中央部	千代田区、中央区、港区、	愛育病院
	文京区、台東区	
区東北部	荒川区、足立区、葛飾区	帝京大学（所在地は板橋区（区西北部））
区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区	日大板橋
区東部	墨田区、江東区、江戸川区	墨東病院
区西部	新宿区、中野区、杉並区	女子医大
区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区	日赤医療センター
多摩	市町村部	杏林大学（母体）
		八王子小児*（新生児） ＊地域周産期センター
		※区部の総合周産期センターが当番制で受入れ・選定に協力

※ 一般通報＝傷病者の発生地　　転院搬送＝搬送元医療機関所在地

現行の緊急搬送ルール（概要）

◎搬送先調整担当

各ブロックの総合周産期センター。総合周産期センターが存在しない区東北部は、区西北部の帝京大学が調整担当。多摩地域の新生児搬送は、八王子小児病院

◎搬送先選定の流れ

①一般通報

・要請を受けた東京消防庁は搬送先調整担当に搬送先の調整を依頼し、又は、東京消防庁設置の端末を使用し、下記の選定方法により搬送先を検討する。

・依頼を受けた搬送先調整担当は、下記の選定方法により搬送先の選定を行う。

②転院搬送

・搬送依頼を受けた周産期センターは、自院で受入れできない場合、空床のある他のセンターを紹介する。その際、搬送元医療機関の所在するブロック内の周産期センターを優先して紹介する。

・それでもなお搬送先が決まらない場合は、搬送先調整担当に調整を依頼する。

・依頼を受けた搬送先調整担当は、下記の選定方法により搬送先の選定を行う。

◎選定方法

○ 搬送元の医療機関が所在するブロック内の周産期センターを優先して選定を行う。

○ ブロック内に空床がない場合、他ブロックの周産期センターに依頼する。

○ それでもなお搬送先が決まらない場合は、搬送先調整担当が責任をもって対処する。

○ 多摩地域においては、ブロック内で対応が困難な場合は、区部の当番病院（総合周産期センターの当番制）に受入れ・選定の応援を要請する。